

再 生 水 利 用 契 約 書

(総 則)

第 1 条 東京都（以下「甲」という。）と _____
（以下「乙」という。）とは、東京都下水道局が実施する再生水利用事業における再生水の利用に関し、以下の各条項による契約を締結する。

(要綱の遵守)

第 2 条 乙は、水の有効利用を図り、節水型都市の形成に資するため、甲の定めた再生水利用事業実施要綱（平成 7 年 3 月 7 日付 6 下総企第 1 2 0 号、以下「要綱」という。）を遵守し、もって再生水利用の推進に協力する。

(用 途)

第 3 条 再生水の用途は、トイレ洗浄用水 _____
とする。ただし、新たな用途に利用するときは甲と協議する。

(使用場所及び名称)

第 4 条 使用場所は、 _____ 区 _____ 丁目 _____ 番 _____ 号、
施設の名称は、 _____

とする。

(供給の義務)

第 5 条 甲は、乙に対して、この契約に特段の定めがあるもののほか、要綱に定める供給条件に従い給水する。

(給水の申込み)

第 6 条 乙は、使用開始の 3 か月前までに、要綱第 8 条の規定に基づく給水の申込みを行わなければならない。

(料 金)

第 7 条 料金の料率は、要綱に定める料率とする。

2 料金は、使用者ごとに 1 か月について使用水量に応じて、前項の料率を適用して得た額に消費税及び地方消費税の税率を乗じて得た額（1 円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）を加えた額とする。

(料金の支払方法)

第 8 条 乙は、前条の規定により算出された料金を、甲が発行する請求書により甲の指定する期限内に支払う。ただし、乙が支払口座を指定する場合は、口座振替により支払う。

(要綱の変更)

第 9 条 甲は、要綱を変更したときは、すみやかに乙へ文書による通知をしなければならない。

(責任分界)

第 10 条 甲の工事及び管理は、配水小管から敷地境界までとする。ただし、次のいずれかに該当する場合は、それぞれの各号に掲げるところまでとする。

- 一 境界内に止水栓が設けられた場合 止水栓
二 甲が別に指示した場合 甲が別に指示するところ
(使用の中止)

第 11 条 乙は、建物の撤去等により再生水の使用を中止しようとするときは、事前に甲へ届け出なければならない。

(責 任)

第 12 条 乙は、善良な管理者の注意をもって水量メータを管理し、亡失又は損傷した場合は、甲へその損害賠償の責を負う。

(給水の制限又は停止)

第 13 条 甲は、災害その他やむを得ない場合又は公益上必要があると認めた場合は、給水の全部の停止又は一部の制限をすることができる。

2 前項の停止又は制限により乙に損害を生じることがあっても、甲はその責任を負わない。

(所有者の変更)

第 14 条 乙は、この契約によって生ずる権利若しくは義務を第三者に譲渡するとき、若しくは継承するとき、又は契約上の地位を移転するときは、甲へ書面により承認を求めなくてはならない。

(係属裁判所)

第 15 条 この契約に関する紛争の専属的管轄裁判所は、甲の主たる事務所の所在地を管轄する裁判所とする。

(補 則)

第 16 条 この契約書に定めのない事項が生じた場合又はこの契約書の定めに疑義が生じた場合は、甲乙が協議するものとする。

甲及び乙は、この契約成立の証として本書を 2 通作成し、それぞれに記名押印の上、その 1 通を保有する。

年 月 日

甲 東京都新宿区西新宿二丁目 8 番 1 号
東 京 都
代表者 東京都公営企業管理者
下 水 道 局 長

⑨

乙

⑨